

論文題目：

日・米・欧の企業結合規制における問題解消措置の事後的検証の意義  
—企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性向上のために—

氏名： 田平 恵

本稿は、問題解消措置の事後的検証の意義を明らかにし、企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性向上に資する事後的検証のあり方を提示するものである。

第1章では、課題設定を行う。企業結合の多くは、経営の合理化や取引費用削減、さらなる利潤の追求を目的として実施され、競争促進的な側面を持つ。しかし、企業結合のなかには、競争当局によって、競争上の問題を懸念されることもある。その場合に、当事会社が何らかの条件を自発的につけて企業結合を行うことがある。この条件を、「問題解消措置」という。問題解消措置は、構造措置と行動措置に区別されることが多い。構造措置は、市場構造を直接的に変化させる措置であり、その典型は分割である。それに対して、ファイアウォールの設立など、当事会社に将来にわたって何らかの行動を要求する措置を行動措置という。構造措置は、一度の実施で確実に反競争効果除去が可能となり、また、事後の継続的なモニタリングを必要としないことから、構造措置である分割が望ましい問題解消措置であるといわれる。

問題解消措置に関する場面は、以下の3つに整理することができる。第一に、問題解消措置の設計の問題である。競争当局が懸念する反競争効果を除去するに足りる問題解消措置を設計することが重要となる。第二に、問題解消措置の実行の問題である。懸念された反競争効果を除去するに足りる問題解消措置を設計できたとしても、当該問題解消措置を実行しなければ当事会社・競争当局の徒労に終わってしまう。問題解消措置を確実に実行することが反競争効果除去のために不可欠である。場合によっては、問題解消措置を確実に実行するための手段である実効性確保手段を利用することを問題解消措置の設計の段階で考慮することになる。第三に、問題解消措置の事後的評価の問題である。事後的にみて効果的な問題解消措置といえるか否かという点である。

日本では、問題解消措置が実際に実行されたか否か、あるいは、実際に有効な問題解消措置であったといえるか否かについて、十分な事後的検証がなされておらず、現在もなお不明なままである。そのため、一定の原理原則に基づいたフレームワークに沿って問題解消措置が設計・実行されているとは言い難い状況にある。そして、日本では、個別事例における判断が先行しており、企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性を欠いた状況にあるといえる。反競争効果を除去するに足りる問題解消措置が設計されているのか否か、問題解消措置を確実に実行するための手段である実効性確保手段の利用が必要か否かという点について、透明性・法的安定性・予見可能性を伴う企業結合審査がなされることが必要不可欠である。

他方、欧米では状況を異にする。米国では1999年に、EUでは2005年に、問題解消措置の事後的検証がなされた。事後的検証公表以降に、問題解消措置に関する議論や実務が目に見える形で進展している。また、問題解消措置が課された事例も多数蓄積されており、問題解消措置の設計や実行に関するフレームワークが形成されている。以上の理由から、本稿では、欧米との比較を通して、日本の企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性の向上のために問題解消措置の事後的検証がいかなる意義を持つかを明らかにすることを課題として設定している。

第2章では、米国における問題解消措置の事後的検証、および事後的検証前後の議論・実務の動向を整理・検討する。事後的検証公表前の議論や事例では、問題解消措置として構造措置である分割が望ましいことが指摘されていた。その後、連邦取引委員会が、課された問題解消措置が想定された目的を達成しているか否かについて検証を行い、1999年に *Divestiture Study* として検証結果を公表した。*Divestiture Study* は、問題解消措置としての分割は、有効な問題解消措置であることを明らかに

した。それと同時に、Divestiture Study は、分割の実行にあたり問題が生じ、有効な問題解消措置とはならない場合もあることを指摘した。Divestiture Study は、分割を実行するにあたり、分割資産の範囲の確定、分割資産の買手の適切さ、分割期間の適切さ、が問題となりうることを指摘した。Divestiture Study は、従来議論されてきた原理原則の有意性を確認するとともに、新たに問題点を指摘した点で有意義なものであった。事後的検証以降、問題解消措置の設計に関して、構造措置・行動措置それぞれの固有の意義が明確化された。また、事後的検証以降、問題解消措置を確実に実行するための手段である実効性確保手段の内容・効果も検討されるようになった。現在では個々の事例において問題解消措置の設計の際に利用可能性が検討されている。これらのことから、事後的検証を契機として問題解消措置の設計や実行に関するフレームワークが形成されていることが明らかとなった。

第3章では、EUにおける問題解消措置の事後的検証、および事後的検証前後の議論・実務の動向を整理・検討する。EUでは、事後的検証以前から、問題解消措置の二分論に拘泥されないスタンスが裁判例や告示で示されていた。問題解消措置として分割が望ましいとしつつも、行動措置には構造措置と同様の効果を持つものがあるため、ケースバイケースで判断する旨が公表されていた。欧州委員会は2005年に、問題解消措置の事後的検証として Remedies Study を公表した。Remedies Study は、問題解消措置全般を対象としたものであった。Remedies Study では、構造措置である分割は、行動措置に比べて有効な問題解消措置といえることが明らかとなった。そして、Remedies Study も、米国の Divestiture Study と同様に、分割の問題点として、分割資産の範囲の確定、分割資産の買手の適切さ、分割期間の適切さ、が問題となりうることを指摘した。Remedies Study は、事後的検証以前の判例・議論の有意性を示した点で意義があったといえる。事後的検証以降、問題解消措置の設計に関して、二分法に拘泥されることなく、反競争効果除去との関係で適切な問題解消措置が個々の事例で設計されるようになってきている。また、問題解消措置の実効性確保手段の利用可能性が検討され、個々の事例において利用されている。これらの点は、欧州委員会が事後的検証以降に改定した問題解消措置に関する告示で詳細に規定されている。EUにおいても、事後的検証を契機として、問題解消措置の設計や実行に関するフレームワークが形成されているといえる。

第4章では、日本法の動向を整理・紹介している。日本では、企業結合ガイドラインにおいて構造措置が望ましいとする方針を明示しているものの、実際には行動措置が多用されている。競争当局による執行方針と実態との間に乖離が存在している。構造措置である事業譲渡が問題解消措置とされた事例においても、反競争効果除去・競争回復の実現可能性や当該措置の実行可能性が十分に検討されることなく、個別事例の判断が先行している。公正取引委員会は、2007年に、「企業結合審査の事後的検証調査報告書」を公表したものの、検討対象は例外とされる行動措置が課された特定の事例の検討であり、問題解消措置の実行の有無を確認するだけのものであった。そのため、日本の事後的検証は、問題解消措置の設計・実行に関するフレームワークの形成に寄与するものとは言い難いものであった。

第5章では、欧米からの示唆を得て、日本における事後的検証のあり方を提示する。欧米の事後的検証は、問題解消措置の設計や実行にかかる問題点を指摘するものであった。そして、以降の議論や実務に発展をもたらすものであった。事後的検証により、問題解消措置の設計や実行に関するフレームワークが形成されるようになったといえる。現在では、このフレームワークに基づいて個々の事例で判断がなされている。これらのことから、欧米での事後的検証は、企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性の向上に資するものであったといえる。そして、欧米では、企業結合審査において問題解消措置の設計・実行・事後的検証の間に連続性が維持されているといえる。

それに対して、日本の事後的検証は、個別事例における問題解消措置の実施の有無を確認するものにとどまり、問題解消措置の設計や実行に関する一般的な原理原則を抽出するものとはならなかった。日本では、問題解消措置の設計・実行・事後的検証の連続性が欠如しているといえる。また、日本では、事後的検証の検証結果が企業結合ガイドラインや個別事例の判断に反映されることもなかった。

このように、日本では、反競争効果除去に足りる問題解消措置の設計および、問題解消措置の確実な実行を検討する企業結合審査に関して、透明性・法的安定性・予見可能性が欠如している。そこで、企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性向上のために、構造措置を検討対象とした事例集積型の事後的検証の必要性を提案している。

第6章では、前章までの整理・検討を踏まえ、日本における今後の展望、課題を提示している。本稿の検討の結果、事後的検証は、企業結合審査の透明性・法的安定性・予見可能性向上のための一方策となることが明らかとなった。現在、日本では、反競争効果除去に適する問題解消措置が設計され、確実に実行されるかという点について一定の原理原則に沿った判断がなされていない。そのため、問題解消措置の設計や実行のフレームワークの形成に寄与する事後的検証の実施が必要不可欠であることを指摘している。